

| 第 2 回横浜市消費生活総合センター指定管理者選定委員会会議録 |   |
|---------------------------------|---|
| 日 時                             | 平成 22 年 9 月 10 日（金）午前 9 時 00 分から 12 時 00 分まで  |
| 開催場所                            | 関内駅前第一ビル 2 階 202 特別会議室  |
| 出席者                             | 西村委員長、小菅委員、齋藤委員、高井委員、服部委員（委員以下五十音順）（5 人）、事務局（5 人）   |
| 欠席者                             | なし  |
| 議 題                             | (1) 応募団体への公開ヒアリング<br>(2) 総合審査<br>(3) 審査結果報告書の作成について<br>(4) その他  |
| 開催形態                            | 一部公開（傍聴者なし）   |
| 決定事項                            | 1 最低基準点を確定した。<br><br>2 議事録の確認者を決定した。<br><br>3 財団法人横浜市消費者協会を交渉権者（指定候補者）とすることを決定した。<br><br>4 審査報告書の最終確定については委員長一任とされた。  |
| 資 料                             | 資料 1 横浜市消費生活総合センター指定管理者選定評点表<br>資料 2 横浜市消費生活総合センター指定管理者選定委員会 審査報告書（素案）<br>【参考資料】<br>資料 3 横浜市消費生活総合センター 指定管理者応募要項<br>資料 4 横浜市消費生活総合センター 指定管理者 業務の基準<br>資料 5 横浜市消費生活総合センター指定管理者審査委員会 審査報告書<br>資料 6 横浜市消費生活総合センターの指定管理に関する評価結果報告書<br>資料 7 横浜市消費生活総合センター指定管理者選定委員会要綱<br>資料 8 参考資料集<br>（平成 22 年度指定管理料の構成、応募団体の欠格事項に関する確認事項、一般競争参加停止及び指名停止措置一覧） |
| 委 員 意 見 等                       | 議題に入る前に、決定事項 1 及び 2 を決定した。<br>1 最低基準点の確定<br>一人当たりの最低点 80 点に当日出席委員数の 5 を乗じた 400 点を最低基準点に確定した。<br>2 議事録確認者<br>議事録の確認者を、小菅委員及び高井委員に決定した。   |
|                                 | 委員長 ○提案書では、消費者行政活性化基金活用事業が及び会議室の利用料金の変更が分かりづらかった。詳細がわかる資料があれば追加資料として提出してほしい。  |
|                                 | 議題（1）応募団体への公開ヒアリング  |
|                                 | 応募団体 （追加資料 2 種類を提出。）<br>事務局長 （その後、応募書類に基づきプレゼンテーション。）   |

|          |  |
|----------|--|
| 委員長      | ○各項目に従って委員の皆さんからの質問はあるか。   |
| 服部委員     | ○活性化基金について、25年度に提案額がぐっと下がった時に事業の縮小があるのか。   |
| 応募団体事務局長 | ○基金で効果的・効率的にセンターの機能強化を進めている。基金終了後の対応については、現在消費者委員会で検討を進めているが、25年度以降の保障がないため、現行の事業を引き続き実施することをベースにした。<br>相談員の処遇を改善したが、他都市も同様に改善しており、条件のいいところに人が集まる傾向があり、優秀な人材の確保には人件費がかかる。              |
| 服部委員     | ○施設利用料について、3時間単位に変更したようだが、1,200円を払えない団体がはたして1,000円支払えるか。今の横浜市内の消費者団体で払えるところはない。<br>貸会議室を貸出す対象はどこか。<br>無料開放デーは申込み開始が当日でなくなる改善は非常にうれしい。  |
| 応募団体総務課長 | ○当初は事前予約とするとすぐに埋まってしまい、他の団体が使えなくなる心配があったが、実際には3室すべてが埋まってしまうことはなかった。ならば利便性を向上し3か月前から予約を入れていただいてもいいのでは、と考えた。<br>利用料金については1,200円のところを1,000円に値下げしているので、減収を心配する声があると思うが、これも実態に即した見直しの結果である。 |
|          | 対象団体だが、消費者団体として利用される団体は8団体ある。全体に占める団体への貸出割合が約10%。<br>その他の利用者は、同じビルの中にウイリング横浜や港南国際交流ラウンジ、特別養護老人ホーム入所申込センターもある関係上、語学サークルや福祉の研修グループなどが多い。   |
|          | さらに空きがある場合には周辺企業にも貸出しているが、あくまでも社内研修などでの利用であり、営利目的は断っている。<br>消費者団体の御利用については午前中と13～16時に借りる団体がほとんどである。  |
|          | 16～18時は趣味や語学サークルがほとんど。<br>19時まで使用したのは、年間19団体で、福祉従事者と事業者であった。会議室は、もともとは消費者団体支援のためのものであるため、遅い時間帯には料金に差をつけた。  |
|          | 第2第3会議室の仕切りがパーティションになっており、非常に音漏れがする。第3会議室の利用者がマイクを使うと第2が利用できず、1時間単位の貸出だと、うまく調整がきかず、実際には第3を貸出す時には第2を貸出していない。<br>貸出し時間単位を2時間または3時間に見直すことにより、貸出時間帯を統一すれば、音漏れの問題を改善できると思う。                 |
| 委員長      | ○日曜日を開ける予定はないか。働いてる方にとっては助かると思うが。  |

|                |   |
|----------------|---|
| 応募団体<br>総務課長   | ○現在、日曜日の開館は考えていない。  |
| 服部委員           | ○県民サポートセンターは9～11階がフリースペースである。センターも以前は5階にスペースがあったが、今後はフリースペースを作るつもりはないのか。  |
| 応募団体<br>総務課長   | ○以前、5階に情報・資料展示室があって、皆さんが作業できるスペースがあったが、現在は会議室にかわっている。現在の情報・資料展示室の閲覧用スペースを御利用いただきたい。   |
| 服部委員           | ○あそこではうるさい。スペースがないのはわかるが、2,3人ですぐに使えるフリースペースがあるといい。  |
| 委員長            | ○地方消費者行政活性化基金の個人への還元につながるのだと思うので、今後御検討いただきたい。<br>相談員の専門部制について、どういう分類か。また、多重債務は含まれているのか。   |
| 応募団体啓<br>発相談課長 | ○5つのグループ制になっており、種類は「情報通信」「特定商取引法」「住宅」「金融」「保険」となっている。  |
| 委員長            | ○相談が入った時の仕分けはどのようになっているか。   |
| 応募団体啓<br>発相談課長 | ○昨年度、平成21年度から導入したが、各グループでテーマにかかる専門的な内容を勉強したり、どのように処理を進めていくかの検討を行っている段階。<br>たとえば携帯電話やインターネットの相談が入った場合、情報通信のグループにすぐに回すことはしておらず、グループにかかわらず、電話を取った相談員が対応するのが原則。但し、新しい悪質商法の手口等の場合は、当該専門グループの相談員に相談したり、場合によっては当該グループに引き継ぐということを考えている。 |
| 委員長            | ○オペレータが張り付いていて、相談が入った時にその分野のグループにつなぐとか、ラインをあらかじめ分けてしまって、ある特定の相談件数の非常に多いものについては、その専門グループにつないでいくということを考えていないのか。   |
| 応募団体啓<br>発相談課長 | ○むしろ、当該グループが中心となって処理方法や事例を研究し、全体の相談員に伝えていくことで相互に共有することを考えている。   |
| 委員長            | ○相談員の勉強のためのシステムであって、相談処理の専門性とニュアンスが若干異なるような気がするが。   |
| 応募団体啓<br>発相談課長 | ○統一的に処理を進めた方がいい案件があった場合には、専門のグループで処理するように考えている。<br>簡易な相談までグループに回すと逆に煩雑になるため、ある程度まではどの相談員でも対応できるようにしている。   |
| 応募団体<br>総務課長   | ○住宅などについては、非常に専門性が高いため専門グループにつなぐようにしている。関連する資格を持っていたり専門性を高めることで、少しずつセンターであっせんして解決できるものが出てきている。  |
| 服部委員           | ○年12回の研修というのは、ただ勉強するだけか。  |
| 応募団体啓<br>発相談課長 | ○法律研修は毎月同じテーマで2回開催し、各相談員は必ず月一回は受けることにしている。  |
| 応募団体           | ○研修は相談時間終了後に会議室を利用して実施してい   |

|            |   |
|------------|---|
| 事務局長       | る。  |
| 服部委員       | ○相談受付時間を充実してきているが、神奈川県は19時まで開いており、一時間の差がある状況。延長しようという考えはないのか。   |
| 応募団体事務局長   | ○段階的に時間の延長や土日の電話相談を開始しており、時間延長対応の遅番や土日の対応を当番制で行っている。相談を受け終わると、PIO-NETというシステムに入力し、国民生活センターの方に情報が集約されるため、速やかにデータを入力する必要がある。こうした相談の後処理に大体一時間かかっており、19時終了だと20時まででは勤務することになる。現在も18時に受付を終了しても遅番の相談員は19時にならないと仕事が終わらないのが実態である。他のセンターと比較しても横浜は遅番の回数が多く、また相談員は家庭の主婦を兼ねる場合が多いため、シフトのやりくりは困難である。<br>基金を活用した増員も難しく、増やした人員を基金が終了したから減員するというのも困難。もう一つには、現在、消費者ホットラインができており、県と市の間にも補完関係があっていると思う。必ずしも市センターが体制を組んで人員配置して、受けていくほどのニーズはないようだし、コストの面からどうか。 |
| 応募団体啓発相談課長 | ○平日は神奈川県は9時30分から19時まで、市は9時から18時までである。平日は30分ほど短い、土日は、県は9時30分から16時30分、市は9時から16時45分としており、土日は市の方が長く開く等の努力をしている。   |
| 高井委員       | ○職員配置、育成について、任期や定年はどのようなになっているのか。   |
| 応募団体総務課長   | ○職員は定年が60歳となっているが、再任用職員から再雇用嘱託員に転じて65歳までになることがある。嘱託員については65歳までである。  |
| 高井委員       | ○相談員は全員一年契約の嘱託か。  |
| 応募団体総務課長   | ○はい。相談員は全員嘱託員で雇用期間は一年。  |
| 高井委員       | ○一年契約で採用して、原則的には更新しているのか。更新しないことはないのか。  |
| 応募団体総務課長   | ○今まで協会側から更新しないということはないと記憶している。  |
| 高井委員       | ○更新しないことはなくても期間雇用にしているのか。   |
| 応募団体総務課長   | ○結果としてそのようになっている。   |
| 高井委員       | ○職員採用の公募の方法はどのようなものか。   |
| 応募団体総務課長   | ○固有職員はホームページの他、国民生活センターのホームページ、ハローワーク等を通して公募している。<br>嘱託員である相談員は、主に国民生活センター、日本消費者協会、日本産業協会を中心に、ハローワークにも求人を出している。   |
| 高井委員       | ○面接と筆記試験のような採用試験を行うのか。  |
| 応募団体       | ○面接の他に作文がある。  |

|      |                               |
|------|-------------------------------|
| 総務課長 | ○職員も含め応募は多いのか。                |
| 高井委員 | ○職員の場合は在職年数が長いので、かなり間があいて     |
| 応募団体 | の採用ということになる。                  |
| 総務課長 | ○直近の採用はいつか。                   |
| 委員長  | ○直近が平成 18 年。                  |
| 応募団体 |                               |
| 総務課長 | ○欠員が出ないと募集しないのか。              |
| 高井委員 | ○職員の数も限られているので、平成 18 年の時も職員   |
| 応募団体 | の退職に伴う採用だった。その前は昭和 63 年である。   |
| 総務課長 | ○相談員の応募状況はどうか。毎年募集するのか。       |
| 高井委員 | ○最近は募集する頻度が高い。消費者庁関連での処遇改     |
| 応募団体 | 善があり、相談員全体の処遇水準が上がったため、応募     |
| 総務課長 | 者にも選択の幅が広がった。当所は早番と遅番というシ     |
|      | フトもある関係で、退職する方もいて、一年に数回採用     |
|      | を行うこともある。                     |
| 委員長  | ○条件のいいところに移っていくということかと思う。     |
| 応募団体 | ○「週 4 日勤務の嘱託員で社会保険適用あり」とか、「週  |
| 総務課長 | 2 回だけ水準の高いところ働きたい」など、色々ある。    |
| 委員長  | ○そうした中で市のセンターで働いてもらうインセンテ     |
|      | ィブをどこでつけるかということだろう。研修体制の充     |
|      | 実等、別の部分でプラスアルファが必要。           |
| 服部委員 | ○今度サポーターの制度を新しく作るとのことだが、サ     |
|      | ポーターの資格は相談員か。                 |
| 応募団体 | ○資格があればなお結構だが、独自に連続養成講座を開     |
| 事務局長 | き、修了した方としたい。                  |
| 委員長  | ○一種の市民講師のようなものか。              |
| 応募団体 | ○はい。修了した方に修了証を渡し、御協力いただける     |
| 事務局長 | 方と行っていく。                      |
| 委員長  | ○新しく始めるということか。                |
| 応募団体 | ○23・24 年度で仕組みを作り、講座で養成して、それから |
| 事務局長 | 地域のニーズに合わせてミニ講座をする。大体 30 分程度  |
|      | ならば、呼ぶ方も呼ばれる方もどちらも負担が少ない。     |
|      | 講座のほか、替え歌を歌ったり、寸劇をやったり、色々     |
|      | な形で楽しくできたらと思う。他都市でもこのような取     |
|      | り組みが始まっているようであるし、横浜には退職後に     |
|      | 地域で活動しようという方がまだまだいる。最近は相談     |
|      | 員の募集に男性からの応募も来ている。            |
| 服部委員 | ○相談員の資格は 2 種類あったと思うが。         |
| 応募団体 | ○国民生活センターの消費生活専門相談員の及び消費生     |
| 総務課長 | 活相談員養成講座修了者、日本消費者協会の消費生活コ     |
|      | ンサルタント養成講座修了者、そして日本産業協会が認     |
|      | 定する消費生活アドバイザーがある。             |
| 服部委員 | ○国民生活センターと日本消費者協会のどちらの資格を     |
|      | 持っている方が多いのか。                  |
| 応募団体 | ○国民生活センターの資格を持つ方が多い。差別化は特     |
| 総務課長 | にしていない。                       |
| 委員長  | 人材育成について、講師養成講座があるが、今は活性      |
|      | 化基金を使って職員の方が研修に来られる。啓発につい     |
|      | ても相談員の方が行かれることが多いと思うが、相談業     |

|                |   |
|----------------|---|
|                | 務について専門性を高めるのはもちろんだが、啓発活動に関する研修も積極的に受けていただかないと、手厚くならないのではないかと。札幌市のセンターは非常に熱心で、日本消費者学会を誘致して、その場でセミナーを行おうとしたりしている。このように札幌の協会は非常に熱心に取り組んでいる。ぜひそういうトレーニングも入れてもらいたい。   |
| 齋藤委員           | ○13 ページのところに資格が記載されているが、これは相談員だけのものか。   |
| 応募団体<br>総務課長   | ○相談員と職員両方である。   |
| 齋藤委員           | ○相談者が例えば繊維について聞きたいと言った時に、相談者のニーズに合う専門性を持った相談員が対応するのか。   |
| 応募団体啓<br>発相談課長 | ○特にそうした体制はとっていない。   |
| 齋藤委員           | ○そうすると、資質というか能力の平準化はどうやっているのか。  |
| 応募団体啓<br>発相談課長 | ○その分野に詳しい相談員に相談するほか、技術士会の技術士が月に 2 回ほどセンターに来るのでその際にまとめて相談したりしている。宅建の相談が入った場合には宅建の資格を持っている相談員に相談したり、住宅分野の専門部会に聞いて対応している。  |
| 齋藤委員           | ○そうすると相談のニーズが偏って、宅建に対する相談が集中した場合は有資格者に対応が集中すると思うが。  |
| 応募団体啓<br>発相談課長 | ○相談を受けている中で、より詳しい部分が知りたい場合は、相談員が判断してその資格を持っている相談員に聞く。   |
| 齋藤委員           | ○特定のところに集中したことはないのか。  |
| 応募団体啓<br>発相談課長 | ○集中という状況は生じていない。  |
| 服部委員           | ○事業概要などについて、消費生活教室は毎回 500 円の参加料なのか。   |
| 応募団体<br>総務課長   | ○はい。ただ、実際には無料の方がかなり多い。  |
| 服部委員           | ○基金がなくなった時に貸会議室と有料講座くらいしか収入がないのだから、500 円を取るなら取った方がいいと思う。  |
| 応募団体<br>事務局長   | ○昨年度の消費生活教室に関しては、毎月 1 回で 12 回開催した。参加料 500 円の有料講座が 3 回、他に区役所との共催が 3 回。22 年度は区との共催が年々増えてきており 5 回。区役所と共催の場合には、参加料は無料にする代わりに公会堂等を区が提供する。区と共催をしないと、5 階の会議室を使うこととなり、どうしても近隣の方中心になってしまう。区との連携によってセンターと離れたところでセンターを御存じない方に来てもらうことが可能。消費生活推進員と共催という形でやると、無料ということにもなり、共催が多い中では有料講座の機会を増やすのは困難な状況。 |
|                | 自主財源の確保という点では色々と制約がある。他の  |

|              |   |
|--------------|---|
|              | <p>財源としては貸会議室程度。その他では会社や企業に向いて講座をする場合は有料としているが、最近の厳しい景気の中では、収入増を見込めない。</p> <p>会議室については、29 ページに記載がある。条例で金額の上限が定められている。</p> <p>消費者団体であるとか、推進員であるとかということ審査会のようなもので審査させていただいて、承認をして登録された団体については空いている時に使わせていただくことを考えている。</p> |
| 委員長          | <p>○消費者啓発、教育について、どうしても全国的に契約にかかる問題が中心になっている。消費者委員会の専門部会に属しているが、毎月 100 件以上の事故情報が入ってくる。高齢者の製品事故に関する情報が非常に多く、扇風機が発火して亡くなったりしている。</p>   |
| 応募団体<br>総務課長 | <p>○安全性ということについては食品を含めて認識はしている。食に関する安全ということで、安全講座は開催している。製品の安全ということについても認識しており、今後検討していきたい。</p>  |
| 委員長          | <p>○消費者安全法が施行され PL 法で事業者に責任追及することが可能になったが、誤用による事故が多く、これは高齢者に限られない。</p>  |
| 応募団体<br>総務課長 | <p>○年に一回 NITE とも連携し、街頭キャンペーンを実施しており、事故品の展示等行っている。</p>   |
| 委員長          | <p>○今度つくるサポーター制度で契約の話以外の講座を考えるのもよい。</p>   |
| 服部委員         | <p>○糖度や塩分等を計る商品テストがあったが、そのテストの発表の場になる横浜駅でのキャンペーンは、わずか 3 時間くらい。どのくらいの人たちがそこで足を止めているのかと思う。人通りの多いところで、テストをしましたということをお披露目するだけでなく、もう少し違った意味の広報があるのではないか。毎年やっているのにすぐもったいないと思う。市民の人たちにわかりやすく伝え、そういう時に製品事故等も伝えられるといい。</p>       |
| 齋藤委員         | <p>○啓発などの事業をされた場合のアンケート結果など、参加者の声のフィードバックはしているのか。</p>   |
| 応募団体<br>総務課長 | <p>○講座や相談等については利用者や相談者のアンケートを取っており、次回の参考にさせていただいている。</p>  |
| 齋藤委員<br>委員長  | <p>○それならば、なぜ毎回同じものなのか。</p> <p>○そうしたデータをホームページで公開するところまでやらないと、市民に開かれたセンターにならない。事業全体に対する情報を開示していかないといけない。</p>   |
| 服部委員         | <p>○せっかくやっているのに、「みそ汁の塩分がこれだけありました」ではなく、できればみそ汁くらいは自分で作ろうとか、生活をもうちょっと見直そうというような注意喚起などまでできればと思う。</p>  |
| 齋藤委員         | <p>○次回また指定管理者を選定する時に、このようなアンケート結果だったのでこのように改善し、実施したというサンプルをいくつかもらえると、評価がしやすい。</p>   |
| 応募団体<br>事務局長 | <p>○共同テストについては、年に 1 回だけしか実施していない。横浜そごうの前で推進員や消費者団体と展示を行</p>   |

|            |  |
|------------|--|
|            | <p>っている。内容は、電子レンジを使って簡単に調理ができる器具が本当に安全に使えるのかというものであった。同内容は、くらしの情報やホームページに掲載した。一般的な形でお知らせするという事はしてきたが不十分かもしれない。</p> <p>また基金で消費者安全講座を行えるため、電子レンジの安全な使い方など身近なものを取り扱った。</p>  |
| 応募団体啓発相談課長 | <p>○また、非常用持ち出し袋の中身について、個別に用意すれば安価にそろえることができるということを専門家の意見を伺いながら行った。</p>   |
| 委員長        | <p>○問題は、それをどうやって全市民360万人に伝えるかということだと思う。</p>  |
| 応募団体啓発相談課長 | <p>○ホームページ等を見やすくする努力をしている。</p>   |
| 高井委員       | <p>○施設の管理・運営について、利用時間を3時間単位にするとのことだが、今までに1時間や2時間で利用する人は余りいなかったのか。</p>  |
| 応募団体総務課長   | <p>○一番多い時間帯は3時間、次に2時間。長いところだと、4、5時間や7時間というのものもある。</p>  |
| 高井委員       | <p>○では、今後は1、2時間しか利用しないのに3時間利用にしなければいけないということか。</p>   |
| 応募団体総務課長   | <p>○はい。</p>  |
| 高井委員       | <p>○経費節減で、2時間でいいと思っていた利用者が、3時間の利用ということになれば、利用者の経費アップになると思う。</p>  |
| 応募団体総務課長   | <p>○例えば、12時から13時の間を外すことで、前後利用時間帯の準備・片付けや時間のズレこみ等に対応することなどができると考えている。</p>   |
| 委員長        | <p>○とりあえず、23年度は新しい方式でやってみて、その後変えたりもとの形に戻したりすることはありえるのか。</p>  |
| 応募団体事務局長   | <p>○実態に即して業務の枠の中であれば、柔軟に対応していきたい。</p>  |
| 委員長        | <p>○次に、個人情報保護・情報公開への取組みについて、提案書の30ページに記載があるが、情報の公開請求は第1期の中に何件くらいあったのか。</p>   |
| 応募団体事務局長   | <p>○平成17年度に1件あったのみである。</p>   |
| 服部委員       | <p>○展示情報資料室について、年間2,000人程度とのことだが、少ない理由としては何かあるのか。</p>  |
| 応募団体総務課長   | <p>○以前5階に設置していたときは、スペースも広く、新聞なども置いていたため固定客もいて利用人数は多かったが、今は規模も縮小している。</p> <p>また、国民生活センターでも似た施設を持っているが、利用者数は年間500人程度のようなものである。内容が特化した資料室であるためか、利用者層は学生や教員、団塊以上の世代の方等であり、中々一般の方は少ない。月に1度の消費者教室では必ず資料室のPRを行うようにしており、そのテーマごとに即したコーナーを設けるなどP</p> |



|            |  |
|------------|--|
| 服部委員       | Rしている。<br>○前にも要望したことがあるが、場所が非常に分かりづらい。   |
| 小菅委員       | ○同感である。いろいろと制約もあると思うが、できる範囲で検討してほしい。   |
| 応募団体事務局長   | ○この問題に関しては以前からセンターだけでなく建物全体で起こっており、年内には2階のエントランスに新しい表示ができる予定である。   |
| 委員長        | ○神奈川県では外国人や知的障害者に対する相談もあるようである。こうした事業も検討してほしい。   |
| 高井委員       | ○相談員の法律研修の充実を挙げているが、今後はどのような充実を考えているのか。  |
| 応募団体啓発相談課長 | ○今までは基礎的なものであったが、今後は具体的な事例を取り入れて、内容を濃いものにしたと考えている。   |
| 応募団体事務局長   | ○また、今は受講人数についても大人数で行っているが、今後は専門部会制とも連携しながら具体的な事例を、少人数で開催していきたいと考えている。  |
| 高井委員       | ○では、出前ミニ講座については具体的にどの程度の開催数を考えているのか。   |
| 応募団体事務局長   | ○一応ボランティア1人当たり2ヶ月に一度くらい、年間5回くらいは講義していただこうと考えている。つまり、例えば10人集まれば年間50回くらいの開催になるのではないかと思う。また実際の事務にしても、全面的にセンターのみで行うのではなく、各区役所や推進員の皆様とも連携してやっていきたいと考えている。   |
| 委員長        | ○では、質疑の方も出尽くしたようなので、公開ヒアリングは終了とし、応募団体にはここでご退席いただく。<br>(応募団体退席)   |
| 議題(2) 総合審査 |  |
| 委員長        | ○では、これより総合審査に入るが、ヒアリングを終えて感じたことなどを各委員から伺いたい。   |
| 服部委員       | ○職員は最初に採用した人がほとんど。人の入れ替わりがあまりないから、指定管理者制度になってもあまり大きくはかわらなかった。<br>消費者団体と連携した商品テスト事業は、やっていなかったことをやったという意味では非常に評価されると思う。ただし、その後のフォローの仕方が問題。事業を企画して実施したのは事実だが、実施した後どのようにしたかということは全くの別問題だ。<br>国民生活センター、日本消費者協会等の研修を受講して資格取得してすぐに窓口に座るのはとても危険。センターで雇用することになったら、3、4か月は実習期間として、きっちり体験、学習させてほしい。それが今欠けているように思う。<br>相談は非常に充実しているが、多い数をこなした、というのではなくて、質の高い解決をした、というものが結果として出てきてほしい。<br>色々な事業を企画したと思うが、子供のセミナーは毎 |

|      |   |
|------|---|
| 高井委員 | <p>年同じようなテーマのようなので、もうちょっと違ったものを作ってもらえるといい。</p> <p>○よくやっていると思うが、さきほどの会議室の提案もそうだが、利用者側からの視点が弱い。</p> <p>服部委員から質問されたが、相談受付時間の18時か19時かについて、どうして19時にならないのかと思う。仕事終わってからだと、18時というのはちょっと厳しい。大変だとは思いますが、やりくりを工夫してできないか。朝は県同様にゆっくりしても遅い方がいい。夜を一時間、せめて30分でも延長してもらおうと違うのではないか。</p> <p>会議室も、協会の都合だけで決めているが、借りる側にしてみたら、場合によっては3時間借りさせられることもあり、大変だと思う。3時間借りて安くなるのはいいけれども。</p> |
| 齋藤委員 | <p>○みなさんが一生懸命されているのはわかるのだが、「木を見て森を見ず」状態になっていて、全体的に何をやってニーズがどこにあってというのがわからなかった。事業を実施した結果の評価や成果が表現されていないと思った。</p> <p>自分の立場からは、3期の決算書をいただいているが、できれば5期全部見せていただきたかった。</p> <p>事業の振り返りをやっていないということはないのだが、全体の理念があってそれを達成するために何をやっていくのか、ということが申し訳ないが見えてこなかった。次の選定の時にはしっかりと打ち出してほしい。</p>  |
| 小菅委員 | <p>○以前評議員をしていたことがある。なんとといっても第一期の実績があり、がんばる姿勢もあるから問題はないと思う。</p> <p>審議の中で出た意見などを意見書のように付けて伝えることで成果が上がるのではないかと思う。まったく別の団体が指定管理者になって、ということではまたいろいろと問題が出てくると思う。それよりも実績があってやってきているところに、足りないものを要望すればいいと思う。</p>   |
| 服部委員 | <p>○小菅委員のおっしゃる通り、要望書を出すのはいい。あと、長年やってきているので、あうんの呼吸になっていることがある。</p> <p>横浜駅の東口で展示をやったが、PRをもっと工夫すべき。せっかくのいい思いが伝わるようにしてほしい。協会しかいないのだから、がんばって行ってほしい。</p>  |
| 委員長  | <p>○可もなく不可もなく、という印象。</p> <p>事務局に確認したいが、市から派遣されている職員(協会事務局長兼センター所長)の給料は指定管理料に含まれているということか。</p>   |
| 事務局  | <p>○はい。</p>   |
| 委員長  | <p>○それでは次に、書面確認を行う間に評点の集計を行いたい。</p>   |
| 事務局  | <p>○(評点表回収・集計作業開始)</p>  |
| 委員長  | <p>○では、欠格事項などの書面確認について、事務局から</p>  |

|  |   |
|--|---|
| 事務局<br>委員長<br><br>各委員<br>委員長                       | 説明願いたい。<br>○（詳細説明）<br>○文書回答が後日となる法人市民税、暴力団関係の書面を確認して最終確定とすることによろしいか。<br>○異議なし。<br>○では、そのように進めることとしたい。   |
| 委員長<br>事務局<br>委員長<br><br><br><br>各委員               | ○次に、評点の集計結果の発表に移る。<br>○（集計結果及び評点表を各委員へ返却）<br>○集計した結果、評点合計は 426 点、各委員の評点では最高 91 点、最低で 80 点となった。これは委員会冒頭で確定した最低基準点の 400 点を上回っているため、書面の後日確認部分を除いて、審査結果としては「財団法人横浜市消費者協会を指定候補者の基準をみたすものとする」と暫定決定し、後日確認完了をもって最終決定することによろしいか。<br>○異議なし。 |
| 決定事項 3 について<br>財団法人横浜市消費者協会を交渉権者（指定候補者）とすることを決定した。 |   |
| 議題（3）審査報告書の作成について                                  |   |
| 委員長<br><br><br>各委員                                 | ○次に「審査報告書の作成」に入る。事前にいただいたコメントをもとに事務局が作成した報告書案があるが、これについて何か意見はあるか。特にないようなら、本日のヒアリング等をもとに報告書を作成したいが、それは委員長一任でよろしいか。なお、報告書の確定は書面確認が全て済んでからとなる。<br>○異議なし。   |
| 決定事項 4 について<br>審査報告書の最終確定については委員長一任とされた。           |   |
| 委員長  | ○ではそのように進めさせていただく。<br>その他に意見もないようなので、以上をもって第 2 回横浜市消費生活総合センター指定管理者選定委員会を閉会する。   |